

販売代理店契約書

東日印刷株式会社（以下「甲」という）と、●●●●（以下「乙」という）は、以下第1条に定める本製品のライセンスの販売に関し、以下のとおり契約を締結した。

第1条（定義）

本契約において、次の各号に定める用語は、以下に定める意味を有するものとする。

- (1) 「本製品」とは、甲のアプリケーションである「Tonichi NEXTa Scheduler（スケジュール管理システム）及び「Tonichi NEXTa Meishi（名刺管理システム）をいい、そのバージョンアップ版を含む。
- (2) 「ライセンス」とは、甲所定の手続に従って別途甲から使用許諾を受けることにより、本製品をインターネットを経由する方法によって利用できる権限をいう。
- (3) 「エンドユーザ」とは、本製品の利用を申込み、かつ、甲所定の手続に従って別途甲から使用許諾を受けることにより、本製品を利用できる権限を有する個人、法人及び各種組織・団体をいう。
- (4) 「サービス利用契約」とは、甲と、本製品のライセンスを購入したエンドユーザとの間で、甲所定の手続に従って締結される、本製品の使用許諾を含む内容の契約をいう。
- (5) 「販売促進資料」とは、本製品に関するカタログ、リーフレット、説明書その他の文書、映像資料及び電子媒体の総称をいう。
- (6) 「本商標等」とは、甲の商号、会社名及び商標、本製品の商標及びロゴ、ならびにその他甲及び本製品に係る標章その他の商品又は役務の表示の総称をいう。
- (7) 「甲の設備」とは、本製品及び本製品のサーバその他の本製品に関連する甲の設備の総称をいう。
- (8) 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいう。

第2条（代理店）

1. 甲は、乙を、本契約の定めに従いエンドユーザ候補者に対し本製品のライセンスを販売する販売代理店として指名し、乙はこれを受諾する。
2. 前項の販売代理店としての指名は、乙に一定の契約地域における独占的地位を与えるものではなく、また、甲自らが、エンドユーザから本製品のライセンスの購入申込みを受け、又は乙以外の販売代理店等の第三者を通じて本製品のライセンスを販売することを妨げるものではない。
3. 乙は、善良な管理者の注意をもって、甲が必要と認め指示する事項に従って、また、本

製品及び甲の信頼を害することのないよう最大限留意の上、本条その他本契約に定める代理店としての業務を遂行する。

4. 乙は、甲の事前の書面による承諾のない限り、本契約に基づく代理店業務を行うにあたり、第三者を二次代理店として使用することはできない。
5. 甲及び乙は、本契約のいかなる条項も、また当該条項に基づき行われるいかなる行為も、本製品に関連する著作権その他一切の知的財産権について、甲が乙への譲渡を行うものでなく、またその他本契約の各条項に明示的に記載される以外の使用許諾その他の処分を行うものでないことを、相互に確認する。

第3条（ライセンス販売に係る契約関係）

1. 乙は、本契約の定めに従い、エンドユーザ候補者を開拓し、その他本製品の利用促進のための営業活動を行う。
2. 乙は、甲があらかじめ乙に販売促進資料を交付した場合には、当該販売促進資料をエンドユーザ候補者に交付し、かつ、本製品に関する説明をエンドユーザ候補者に対して行ない、本製品の利用を促す。
3. エンドユーザ候補者が、乙の本製品のライセンスの販売活動に基づき本製品の利用を希望した場合には、乙は、エンドユーザ候補者からの本製品の利用申込みを受け付け、甲が指定する当該エンドユーザ候補者に関する情報、本製品の数量、納期、納品場所、等を甲に提供する。
4. 甲とエンドユーザ候補者との間の本製品のサービス利用契約は、エンドユーザ候補者が乙を通じて甲に対し甲所定の方法により本製品のライセンスの購入を申し込み、甲がこれを承諾した場合に成立する。
5. 本製品のライセンスの購入に係る契約の当事者は甲とエンドユーザであり、当該契約の条件及び契約を締結するか否かは甲が決定するものであり、乙は、甲を代理して契約を締結しもしくは甲の設定した契約条件を変更する権限又は支払を受領する権限を甲から付与されるものではないことを確認する。

第4条（コミッション、経費）

1. 甲は、コミッションとして、乙に対し、以下の期間、以下の計算により算出される金額を、消費税相当額を加えて、エンドユーザがサービス利用契約に従い甲に支払った月の翌月の末日（銀行休業日の場合は前営業日）までに支払う。
 - (1) 甲と乙が申込みを受け付けたエンドユーザ間のサービス利用契約締結から1年間
同エンドユーザがサービス利用契約に従い甲に支払う金額（税抜）の30%
 - (2) (1)の後2年間
同エンドユーザがサービス利用契約に従い甲に支払う金額（税抜）の10%
2. 甲は、前項のコミッションを、乙の指定する銀行口座に振込むことによって乙に対し支

払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。

3. 本契約に基づく乙の活動に関連して発生する全ての費用は、前条のコミッションに含まれるものとし、別途甲乙間で書面により合意しない限り、乙はこれら費用を負担する。

第5条（エンドユーザ等の対応）

1. 乙は、エンドユーザ候補者やエンドユーザから本製品のライセンス販売に関して問合せ、相談等を受けた場合、その責任において誠意をもって対応しなければならない。ただし、対応の中で乙では技術的に対応が難しい事項が生じた場合、乙は甲と協議し、乙がその結果をエンドユーザ候補者やエンドユーザに対して通知するものとする。
2. 乙は、その代理店としての業務に関し、エンドユーザ候補者、エンドユーザその他の第三者との間で紛争が発生した場合には、自らの費用と責任において当該紛争を解決するものとし、甲に損害又は費用を被らせない。

第6条（バージョンアップ、サービス提供の打ち切り等）

1. 甲は、本製品のバージョンアップが行われる場合又はその他本製品につき改変が行われる場合には、乙に対し事前にその旨を通知する。
2. 乙は、本製品のバージョンアップやその他改変があった場合、甲が研修・説明等の機会を設けたときはこれに参加するなど、本製品の最新情報を理解するよう努める。
3. 甲は、本製品の提供を打ち切る場合又は本製品のバージョンアップその他の甲所定のサポートサービスの提供を打ち切る場合は、1ヶ月前までにその旨を乙に通知して、エンドユーザ等に対する対応方法を甲乙協議するものとする。

第7条（禁止事項）

乙は、以下の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) エンドユーザ候補者又はエンドユーザに対して、サービス利用契約・販売促進資料等に反する説明を行い、その他虚偽又は誤認を生じさせる行為を行うこと
- (2) 強引な方法により代理店としての業務を遂行し、又は甲もしくは本製品の信用を害する事項を述べ、その他甲若しくは本製品の信用を害しうる行為を行うこと
- (3) サービス利用契約・販売促進資料等に違反する利用（ライセンス数の違反を含む）、又はその他サービス利用契約・販売促進資料等が本来予定しない利用を前提として、エンドユーザ候補者又はエンドユーザに対してライセンスを販売し、又はそのための営業活動を行うこと
- (4) 甲が予め認めた以外の方法により本商標等を使用すること、又は本商標等を自己の営業を示す表示として使用する等、独立の当事者であることを不明確にする表示を行うこと
- (5) 本製品と類似し、又は競合する製品を開発し、又はその他方法及び形態の如何を問わ

- ず、かかる開発につき支援又は協力を行うこと
- (6) 甲の設備について、以下のいずれかの行為を行うこと
- ① 甲が指定したアクセス方法以外によるアクセス
 - ② リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、その他これらに準じる行為
 - ③ 本契約、サービス利用契約・販売促進資料等で明示的に許諾されたもの以外の、複製、転記、抽出、加工、改変、翻案、送信その他の利用行為
 - ④ 有償無償を問わず、また方法及び形態の如何を問わず、ライセンス対象者以外の第三者に利用させる行為
 - ⑤ 法令、サービス利用契約もしくは公序良俗に違反する行為、本製品もしくは甲の設備その他甲の財産に損害を与えもしくは甲のサービス（本製品に関するものか否かを問わない）の正常な提供を妨げる行為、又は甲、エンドユーザもしくは第三者の権利もしくは財産を侵害し、その他これらの者に不利益もしくは損害を与える行為への利用
 - ⑥ 前各号に記載するほか、本契約が予定しない目的又は方法による利用

第8条（報告義務）

1. 乙は、1ヶ月に一度、甲に対し、以下の事項について報告しなければならない。
 - (1) 乙の代理店としての業務の遂行状況（開拓状況、エンドユーザ候補者への本製品の説明状況、本製品のライセンス販売数量その他甲が求める事項）
 - (2) 本製品の評判・苦情等の内容
 - (3) 本製品の市場情報
2. 乙は、甲が求める場合には、適宜甲に対し、前項の事項その他甲が求める事項について報告するものとする。

第9条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、相手方から開示され又は本契約の履行過程で取得した相手方固有の経営上、営業上、技術上その他の業務上の情報一切を秘密として取り扱うものとし、当該相手方の事前の書面による承諾なく、これらの情報を、本契約の目的以外に使用し、又は第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとする。
2. 前項に定める秘密保持義務は、以下の情報については適用されないものとする。
 - (1) 開示され又は取得した時点ですでに公知・公用となっている情報
 - (2) 開示され又は取得した後、自己の責めによらず公知・公用となった情報
 - (3) 開示され又は取得した時点ですでに取得済みであったことを証明した情報
 - (4) 自ら独自に開発したものであることを証明した情報
 - (5) 第三者から秘密保持義務を課せられることなく正当に取得した情報

(6) 法令の適用によって開示を要求される情報

第10条 (不可抗力)

甲は、天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、ストライキ、停電、通信回線の異常などの不可抗力や甲の責めに帰すことのできない事由により、本契約の全部又は一部が履行不能又は履行遅滞となった場合、乙に対しその責任を負わないものとする。

第11条 (契約の解除)

1. 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、何らの通知又は催告を要さずして本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、乙は、かかる解除により生じた損害につき、甲に対して損害の賠償を請求することはできない。
 - (1) 本契約に違反し相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず、当該期間のうちに違反が是正されないとき。但し、本契約第9条 (秘密保持) の違反の場合には、かかる契約違反があったとき
 - (2) 支払停止もしくは支払不能に陥り、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき
 - (4) 自己振出しの手形又は小切手を不渡としたとき
 - (5) 解散の決議を行い、又は解散命令をうけたとき
 - (6) 営業を停止もしくは廃止し、又は監督官庁等により業務停止等の処分を受けたとき
 - (7) 著しい背信行為があったとき
 - (8) その他財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
2. 前項の解除は、乙に対する損害賠償請求権を妨げない。

第12条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号に定める事項を表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。
 - (1) 自ら (その役員、使用人その他の関係者を含む。以下同じ。) が、反社会的勢力のいずれでもなくまた反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないこと
 - (2) 自らが反社会的勢力を利用していないこと
 - (3) 自らが反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていないこと
 - (4) 自らが反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - (5) 自ら又は第三者を利用して、相手方又は相手方の関係者に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いる行為、偽計又は威力を用いて業務を妨害し又は信用を毀損

する行為等を行わないこと

2. 甲及び乙は、反社会的勢力による不当もしくは違法な要求又は本契約の適正な履行を妨げる行為を受けた場合には断固としてこれを拒否し、かかる要求又は行為があった時点で速やかに相手方に報告し、相手方の捜査機関への通報等に必要な協力を行うものとする。
3. 甲及び乙は、相手方が前2項の定め違反したときは、何らの通知又は催告を要さずして本契約の全部又は一部を解除することができるとともに、損害を被った場合はその損害の賠償を相手方に請求できるものとする。
4. 甲及び乙は、前項により契約を解除されたことを理由として、相手方に損害の賠償を請求することはできない。

第13条（契約期間、中途解約及び更新）

1. 本契約の有効期間は、●年●月●日から1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに、相手方からの別段の書面による意思表示がない場合には、更に1年間同一条件にて更新されるものとし、その後も同様とする。
2. 前項の契約期間中といえども、甲及び乙は、相手方に対する事前1ヶ月前の書面による意思表示により、本契約を中途解約することができる。
3. 本契約第5条（エンドユーザ等の対応）、第7条（禁止事項）、第9条（秘密保持）、第14条（契約終了時の措置）ないし第16条（権利義務等譲渡禁止）、第18条（合意管轄）の規定は、期間満了、解除その他の原因による本契約終了後も有効に存続するものとする。

第14条（契約終了時の措置）

1. 甲及び乙は、事由の如何を問わず、本契約が終了した場合には、本契約に基づき相手方から提供をうけた資料等一切の提供物を可能な範囲で、但し、第9条の定めにより保護されるべき相手方の情報を含む媒体については現に自らが保有又は管理するものを全て、直ちに相手方に返還する。
2. 乙は、本契約が終了し、甲の求めがあった場合には、これに応じて、乙が本製品のライセンスを販売したエンドユーザに係る情報を甲に提供し、かつエンドユーザに係る引継ぎを行う。

第15条（責任制限）

甲は、第9条の義務に違反した場合を除き、サービス利用契約に定める限度での責任以外には、乙又はエンドユーザに対して、法律構成の如何を問わず、本製品に関連して法的な責任を負わない。

第 16 条（権利義務等譲渡禁止）

乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、本契約上の地位又は権利、義務を第三者に譲渡できないものとする。

第 17 条（協議事項）

甲及び乙は、本契約に記載のない事項又は解釈上の疑義については、信義誠実の原則に従い協議の上、解決するものとする。

第 18 条（合意管轄）

本契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上の合意の証として本契約書 2 通を作成し、甲乙各自記名捺印の上、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲：東京都江東区越中島 2-1-30
東日印刷株式会社
代表取締役 武田芳明

乙：